

品川区高齢者クラブ助成要綱

制定	昭和32年	4月	1日	
改正	昭和62年	4月	1日	
改正	平成5年	3月	30日	
改正	平成6年	3月	25日	
改正	平成8年	2月	9日	
改正	平成11年	3月	30日	要綱第177号
改正	平成14年	3月	29日	要綱第32号
改正	平成17年	3月	31日	要綱第31号
改正	平成21年	4月	1日	要綱第84号
改正	平成23年	2月	10日	要綱第8号
改正	平成31年	4月	1日	要綱第113号
改正	令和3年	5月	31日	要綱第153号

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、品川区内の高齢者クラブの行う事業および高齢者クラブの設備に対して、予算の範囲内で助成し、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 この助成金の交付の対象は、「品川区高齢者クラブ運営基準」に基づき運営される高齢者クラブで、設立後継続して3ヵ月以上運営を続けているものとする。

(助成対象経費)

第3条 この助成金の交付の対象となる経費は、高齢者クラブの活動に要する次の経費とする。ただし、新規に設立され、または休会後に復会した高齢者クラブ（以下「新規高齢者クラブ等」という。）については、設立または復会から3ヵ月以内の期間における経費は対象としない。

- (1) ボランティア活動および友愛活動
- (2) 健康増進活動
- (3) 生きがい活動
- (4) 運営事務費

(助成金の算出)

第4条 この助成金の交付額は、前条の対象経費の合計額が別表1および別表2に定める額の合計以上となる場合は、それぞれの表に定める額とする。

(助成申請手続)

第5条 助成を受けようとする高齢者クラブは、次の書類により区長に申請を行うものとする。ただし、継続して運営しているクラブは第2号ア、キおよびクの書類を省略することができる。

- (1) 助成金交付申請書（様式1）
- (2) 添付書類

- ア 会則
- イ 役員名簿（様式2）
- ウ 名簿（様式3）
- エ 年間事業計画書（様式4）
- オ 歳入歳出予算書（様式5）
- カ 半期事業報告書（様式6。新規高齢者クラブ等にあつては、前3ヵ月間のものとする。第9条第4号において同じ。）
- キ 代表者届（様式7）
- ク 助成金振込口座票

（助成の決定）

第6条 区長は、前条の規定により助成の申請があつたときは、「品川区高齢者クラブ運営基準」により審査し、助成するものと決定したときは、助成決定の通知を申請を行った高齢者クラブに送付する。

（助成金の請求）

第7条 助成決定の通知を受けた高齢者クラブは、次により区長に助成金の請求を行うものとする。

(1) 提出書類

助成金請求書（様式8）

(2) 請求の時期

ア 新規高齢者クラブ等

設立または復会の日から3ヵ月間の運営期間が経過した日（以下「基準日」という。）から9月または3月のいずれか近い月までの分を基準日から1ヵ月以内に請求する。

ただし、基準日が3月中である場合は、当該年の3月31日までに請求する。

イ その他の高齢者クラブ

下表の対象期間の区分に応じた請求期間内に請求する。

対象期間	請求期間
4月分～9月分	4月1日～5月31日
10月分～3月分	10月1日～11月30日

（助成金の交付）

第8条 区長は、前条の請求に基づき、期日を定めて助成金を交付する。

（助成の条件）

第9条 区長は助成金の交付に当たっては、次の条件を付するものとする。

(1) 助成金の経理

ア 助成対象経費の経理に当たっては、領収書等の証票に基づき現金出納簿に記載しなければならない。

イ 次の経費は、助成対象外経費とする。

(ア) 交際費（慶弔費を含む。）

(イ) 酒類等しゃしにわたる食糧費

(ウ) その他、高齢者クラブの活動に要する経費として不相当と認められる経費

(2) 事情変更による決定の取消し

区長は、助成金交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、決定の全部もしくは一部を取り消し、または決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

ただし、経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(3) 事故報告

高齢者クラブの活動の実践が困難となったときは、その理由および実施の見通し等を書面により区長に報告しなければならない。高齢者クラブの活動を中止し、または廃止しようとするときも同様とする。

(4) 状況報告

第7条の規定により請求を行う際に、前6ヵ月間の半期事業報告書を区長に提出しなければならない。

(5) 遂行命令

区長は、前号の状況報告、その他調査等により高齢者クラブの運営がこの要綱に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずることができる。この場合において、高齢者クラブが当該命令に違反したときは、助成金の交付を一時停止することができる。

(6) 実績報告

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）が終了したときまたは助成決定の取消しを受けたときは、それらの事実のあったときから20日以内に実績報告書（様式9）、歳入歳出決算書（様式10）を区長に提出しなければならない。

(7) 助成金の額の確定

区長は、前号の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、クラブ活動の内容が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき額を確定し通知する。

(8) 区長は、前号の調査の結果、高齢者クラブの活動内容が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための処置を取るよう命令することができる。

第6号の実績報告は、前段の命令により必要な処置をした場合においても、これを行わなければならない。

(9) 決定の取消し

区長は、高齢者クラブが次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

イ 助成金を他の用途に使用したとき。

ウ 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。前項の規定は、第7号の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用する。

(10) 助成金の返還

区長は、前号の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消し

に係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(11) 違約加算金

前号の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日（助成金が2回以上に分けて交付されている場合は、返還を命ぜられた助成金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算額（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。この場合において納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は当該返還を命ぜられた助成金の額に充てるものとする。

(12) 延滞金

助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）を納付しなければならない。この場合において返還を命ぜられた助成金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(13) 他の補助金等の一時停止

助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助等と未納額を相殺するものとする。

（変更事項の届）

第10条 高齢者クラブは、会則、代表者、会場および事務所に変更があったときは、変更事項届出書（様式11）を区長に提出しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和32年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

会員数等による助成金

	金 額	
(a) 単クラブ固定額	1クラブ年額	100,000円
(b) 会員数による助成	会員数×1,200円(一人あたり年額)	
	内訳 100円×12月	
助成額 = (a) + (b)		

備考

- 1 新規高齢者クラブ等にかかる設立されまたは復会した年度における助成金の額は、上記年額×(運営月数-3)÷12(百円未満の端数がある場合は切り上げる。)とする。
- 2 会員数については、高齢者クラブが助成金申請に提出する第5条の助成金交付申請書により算出する。

別表 2 (第 4 条関係)

ボランティア活動および友愛活動の回数による助成金

ボランティア活動回数	助成金	
100回以下	半期額 30,000円	年額 60,000円
101~350回	半期額 37,500円	年額 75,000円
351~600回	半期額 45,000円	年額 90,000円
601~850回	半期額 57,500円	年額 115,000円
851~1100回	半期額 70,000円	年額 140,000円
1101回以上	半期額 85,000円	年額 170,000円

備考

- 1 平成21年度に限り、この基準により算出された高齢者クラブの助成金額が、前年度と比べて著しく異なる場合には、別途協議し助成金額を決定する。
- 2 ボランティア活動および友愛活動の回数は、高齢者クラブが助成金申請に提出する第5条の半期事業報告書により算出する。

様式 1

年度高齢者クラブ
助成金交付申請書

登録番号			男女問わず		
会員数	男	人	75歳以上		人
	女	人	74歳以下		人
	計	人	計		人

年 月 日

品川区长 あて

事務所 品川区 丁目 番 号内

電話 ()

会場 品川区 丁目 番 号内

電話 ()

(ふりがな)
クラブ名 _____

代表者氏名 _____ 印

品川区高齢者クラブ助成要綱に基づき、年度高齢者クラブ運営費の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

・助成申請金額

十	万	千	百	十	円

但し、年 4月 1日から
年 3月31日まで 12ヶ月分

・添付書類

- ・ 役員名簿 (様式2)
- ・ 半期事業報告書 (様式6)
- ・ 会員名簿 (様式3)
- ・ 請求書 (様式8)
- ・ 年間事業計画書 (様式4)
- ・ 実績報告書 (様式9)
- ・ 歳入歳出予算書 (様式5)
- ・ 歳入歳出決算書 (様式10)

様式 2

年度
役員名簿(1)

役職名	ふりがな 氏名	性別	電 話	備 考
会 長				

様式 3

会 員 名 簿 (年 月 日現在)

(クラブ名

) 会員数

男

名

女

名

計

名

番号	氏 名	性別	生年月日	住 所	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

様式 4

年度
年間事業計画書

1. 定例事業

毎日		
毎週	曜	曜
	曜	曜
	曜	曜
	回	回
毎月	第 曜	第 曜
	第 曜	第 曜
	回	回
	日	日
特 記		

2. 年間事業 (定例事業を除く各月の主な行事)

4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	

様式 5

____年度
歳入歳出予算書
 (年 月 ~ 年 月)

1. 歳入

費 目	金 額 (円)	摘 要
① 区助成金		
② 各種助成金		町会自治会、社会福祉協議会
③ 正会員費		円× 人× 月
④ 賛助会員費		円× 人× 月
⑤ 特別会費		旅行積立金、臨時会費
⑥ その他		寄付金、預金利子、事業収益
※ 前年度繰越金		平成 年 月末残額
合 計		

→ (前年度繰越金は、様式10の※印の翌年度繰越金決算額と同額)

2. 歳出

費 目	金 額 (円)	摘 要
助成対象経費	① ボランティア活動 + 友愛活動	
	② 健康増進活動	
	③ 生きがい活動	
	④ 運営事務費	
	小 計 = ① + ② + ③ + ④	ア
対象外経費	⑤ レクリエーション費	
	⑥ その他	
	小 計 = ⑤ + ⑥	イ
合 計 (ア + イ)		

↑ 歳入欄の合計と同額

（ 年4月～ 年6月）

クラブ番号 _____

4月			5月			6月		
内 容	回 数	人 数	内 容	回 数	人 数	内 容	回 数	人 数
清掃活動			清掃活動			清掃活動		
緑化推進活動			緑化推進活動			緑化推進活動		
古切手収集			古切手収集			古切手収集		
福祉施設慰問活動			福祉施設慰問活動			福祉施設慰問活動		
町会等行事協力			町会等行事協力			町会等行事協力		
リサイクル運動			リサイクル運動			リサイクル運動		
児童見守り活動			児童見守り活動			児童見守り活動		
高齢者訪問活動			高齢者訪問活動			高齢者訪問活動		
給食配膳			給食配膳			給食配膳		
高齢者家事等援助			高齢者家事等援助			高齢者家事等援助		
集合住宅等ゴミ出し			集合住宅等ゴミ出し			集合住宅等ゴミ出し		
高齢者招待行事			高齢者招待行事			高齢者招待行事		
合計	回	人	合計	回	人	合計	回	人

(年7月～ 年 9月) クラブ番号 _____

7月			8月			9月		
内 容	回 数	人 数	内 容	回 数	人 数	内 容	回 数	人 数
清掃活動			清掃活動			清掃活動		
緑化推進活動			緑化推進活動			緑化推進活動		
古切手収集			古切手収集			古切手収集		
福祉施設慰問活動			福祉施設慰問活動			福祉施設慰問活動		
町会等行事協力			町会等行事協力			町会等行事協力		
リサイクル運動			リサイクル運動			リサイクル運動		
児童見守り活動			児童見守り活動			児童見守り活動		
高齢者訪問活動			高齢者訪問活動			高齢者訪問活動		
給食配膳			給食配膳			給食配膳		
高齢者家事等援助			高齢者家事等援助			高齢者家事等援助		
集合住宅等ゴミ出し			集合住宅等ゴミ出し			集合住宅等ゴミ出し		
高齢者招待行事			高齢者招待行事			高齢者招待行事		
合計	回	人	合計	回	人	合計	回	人

（ 年10月～ 年12月） クラブ番号 _____

10月			11月			12月		
内 容	回 数	人 数	内 容	回 数	人 数	内 容	回 数	人 数
清掃活動			清掃活動			清掃活動		
緑化推進活動			緑化推進活動			緑化推進活動		
古切手収集			古切手収集			古切手収集		
福祉施設慰問活動			福祉施設慰問活動			福祉施設慰問活動		
町会等行事協力			町会等行事協力			町会等行事協力		
リサイクル運動			リサイクル運動			リサイクル運動		
児童見守り活動			児童見守り活動			児童見守り活動		
高齢者訪問活動			高齢者訪問活動			高齢者訪問活動		
給食配膳			給食配膳			給食配膳		
高齢者家事等援助			高齢者家事等援助			高齢者家事等援助		
集合住宅等ゴミ出し			集合住宅等ゴミ出し			集合住宅等ゴミ出し		
高齢者招待行事			高齢者招待行事			高齢者招待行事		
合計	回	人	合計	回	人	合計	回	人

(年 月～ 年 月) クラブ番号 _____

1月			2月			3月		
内 容	回 数	人 数	内 容	回 数	人 数	内 容	回 数	人 数
清掃活動			清掃活動			清掃活動		
緑化推進活動			緑化推進活動			緑化推進活動		
古切手収集			古切手収集			古切手収集		
福祉施設慰問活動			福祉施設慰問活動			福祉施設慰問活動		
町会等行事協力			町会等行事協力			町会等行事協力		
リサイクル運動			リサイクル運動			リサイクル運動		
児童見守り活動			児童見守り活動			児童見守り活動		
高齢者訪問活動			高齢者訪問活動			高齢者訪問活動		
給食配膳			給食配膳			給食配膳		
高齢者家事等援助			高齢者家事等援助			高齢者家事等援助		
集合住宅等ゴミ出し			集合住宅等ゴミ出し			集合住宅等ゴミ出し		
高齢者招待行事			高齢者招待行事			高齢者招待行事		
合計	回	人	合計	回	人	合計	回	人

年度
上半期 事業報告書

クラブ番号 _____

(年 7 月 分 ~ 年 9 月 分)

7 月				8 月				9 月			
日	内 容	数	種	日	内 容	数	種	日	内 容	数	種
2	健康	回	人	2	健康	回	人	2	健康	回	人
3	生き	回	人	3	生き	回	人	3	生き	回	人
4	事務	回	人	4	事務	回	人	4	事務	回	人
5	レク	回	人	5	レク	回	人	5	レク	回	人
6	その他	回	人	6	その他	回	人	6	その他	回	人
	計	回	人		計	回	人		計	回	人

様式 7

登録番号

代 表 者 届

- 1 (ふりがな)
ク ラ ブ 名 _____
- 2 (ふりがな)
代 表 者 氏 名 _____ (歳)
- 3 代 表 者 住 所 _____ 丁 目 _____ 番 号 _____ 方
- 4 代 表 者 電 話 (_____)
- 5 選 任 時 期 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 6 選 任 方 法 _____ 会 員 による 互 選

上記のとおり相違ないものであり、高齢者クラブ運営費の助成金交付に関する一切の責任を私が負うものであることをお届けします。

品 川 区 長 あて

年 月 日

ク ラ ブ 名 _____

代 表 者 氏 名 _____

様式 8

印

高齢者クラブ助成金請求書

請求額 ¥ _____

ただし、 _____ 年度 下半期高齢者クラブ助成金

会員数助成分 _____ 円

事業助成分 _____ 円

上記金額を請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

品川区長 あて

クラブ名 _____

代表者氏名 会長 _____

印

住 所 _____

電 話 _____

登録番号

--

年度 実績報告書

年 月 日

品川区長 へ

クラブ番号 _____

クラブ名 _____

代表者氏名 会長 _____

住 所

電 話 ()

年度高齢者クラブ運営助成金について、下記の書類を添えて実績報告いたします。

記

提出書類

1. 歳入歳出決算書

2. 年度 半期事業報告書

※ 年度 半期事業報告書は、 年 月に提出済です。

様式10

年度歳入歳出決算書

1. 歳入

費目	予算額	決算額	摘要
① 区助成金			
② 各種助成金			
③ 正会員費			人× 月
④ 賛助会員費			人× 月
⑤ 特別会費			
⑥ その他			
前年度繰越金			
合 計		A	

年 月に提出した

年度予算書の額をそのまま記入する。

2. 歳出

費目	予算額	決算額	摘要
助成対象経費	① ボランティア活動 および友愛活動		
	② 健康増進活動		
	③ 生きがい活動		
	④ 運営事務費		
	小計ウ①+②+③+④		
対象外経費	⑤レクリエーション費		
	⑥その他		
	小計 エ ⑤+⑥		
合 計 (ウ+エ)		B	
※ 翌年度繰越金 (A - B)			=残 額

以上のとおり相違ありません。

↳様式5の※欄へ

年 月 日

代表者氏名 _____

会 計 氏 名 _____

会計監査氏名 _____

変更事項届出書

年 月 日

品川区長 へ

事務所所在地

品川区

丁目

番

号

内

クラブ名

代表者氏名

下記のとおり変更が生じたので届出いたします。

変更事項	旧 新	変更内容	変更年月日	添付書類
会 則		別添のとおり	年 月 日	会 則
事務所 所在地	旧		年 月 日	会 則
	新			
代表者 氏 名	旧		年 月 日	代表者届 (様式7)
	新			